

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
令和5年度(令和5年9月登録) 登録事業者募集要項

1 制度目的

横浜市では、木造住宅の耐震改修を促進するため、耐震改修にかかる工事費用の一部を補助する、『横浜市木造住宅耐震改修促進事業』を実施しており、当該事業による耐震改修工事において、悪質業者によるトラブルを防止し、市民の方に安心して耐震改修工事に着手していただくため、信頼できる設計及び施工事業者を本市に登録する『設計・施工事業者登録制度（以下、「本制度」という。）』を平成16年6月1日から実施しています。

2 登録の効力

横浜市木造住宅耐震改修促進事業（以下、「補助事業」という。）を利用して実施する、木造建築物の耐震改修工事（以下、「改修工事」という。）にかかる設計（工事監理を含む。以下、同じ。）又は施工は、本制度において設計区分又は施工区分で登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）のみが行うことができます。（今回は、この「登録事業者」の募集です。）

ただし、市民から補助事業において登録事業者ではない事業者（原則として市内事業者に限る）に、設計又は施工を委託したいと申出があった場合には、当該補助事業に限り、当該事業者（以下、「一時登録事業者」）が設計又は施工を行うことができます。（一時登録では市民に公開する登録事業者名簿には掲載されません。）

なお、一時登録の要件、責務及び同意事項については、補助事業の設計・施工事業者登録制度実施要綱を参照してください。

3 事業者登録の概要及び登録要件

次に掲げる要件全てに該当し、市が実施する事業者登録講習会を受講し、かつ、本登録の可否について検討会（※）に諮った結果、登録可とされた事業者を、登録事業者名簿に登録し、当該名簿を市民に公開します。

※ 検討会とは、事業者の登録及び取消し等にかかる事項の審査を行うため、有識者で構成される会の中で、事業の公平・公正性を確保することを目的としています。

【登録事業者の要件】

● 設計区分・施工区分共通の要件

- 1 改修工事の設計又は施工を自ら行う市内事業者であること。（横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）
- 2 登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。
- 3 過去に、再度の一時登録を禁止されたことがない事業者であること。
- 4 登録の禁止を受けていない事業者であること。

● 設計区分の要件

- 1 耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し、かつ、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】（各診断法の詳細については「申請の手引き—改訂第7版—」p.5～p.10を確認してください。）を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が、当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所所属していること。
- 2 市長が求める方法及び様式で、筆記問題の解答及び一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法1」による耐震診断の計算書等を提出し、市が定める基準点を満たしていること。
- 3 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。

- 4 過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理業務を行った実績のある建築士が、当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。
- 5 当該事業者にも所属する建築士が建築士法第10条第1項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- 6 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。

● 施工区分の要件

- 1 建築工事業に関する建設業法第3条に規定する建設業の許可を得ていること。
- 2 過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある者が当該事業者にも所属していること。
- 3 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

※ 登録事業者の責務及び同意事項に関しては、宣誓書（第3号様式及び第6号様式）を熟読してください。設計区分の責務及び同意事項に書かれている、「市長が別に指定する『木造住宅耐震診断プログラム』」は以下のものになります。

- ① 「2004年版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1又は一般診断法を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けた実績のあるもの
- ② 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1又は一般診断法を用いたプログラム
 - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの
 - ※ バージョンについては、古いバージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものもありますので、最新のバージョンを使用するように努めてください。

その他、プログラム評価を受けていないソフトで、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断の計算過程が分かるソフトである場合は、ご相談ください。

- ◇ 精密診断の計算過程が分かるソフトの例
ソフト名：すまいる診太郎 2012 団体名：横浜木の建築倶楽部
<http://horiike.life.coocan.jp/down.htm>

4 今回募集にかかる事業者登録申請の方法

(1) 申請書類一式配布方法

- ① 横浜市建築局企画部建築防災課（市庁舎 25 階（地図参照））の窓口にて配布します。
- ② 横浜市建築局企画部建築防災課が扱うホームページ（次のアドレス）からダウンロードできます。（令和 5 年 6 月 28 日に下記 URL に掲載します。）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/boshuannai.html>

(2) 申請受付期間

令和 5 年 6 月 28 日（水）から令和 5 年 7 月 19 日（水）17 時 15 分まで（必着）
（受付時間：平日の 8 時 45 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 15 分）

【注意事項】

- 1 現在、登録を行っている登録事業者も再度申請が必要です。
- 2 新規募集は、年に 1 回のみです。申請受付期間を過ぎた場合には、今年度の登録ができなくなります。必ず受付期間内に申請書類一式を提出してください。受付期間内に申請書類一式が整わない場合は受付できませんので、注意してください。（次回の募集は令和 7 年 7 月を予定しています）
※ 郵送の場合は、令和 5 年 7 月 19 日（水）までに横浜市建築局企画部建築防災課に届く必要があります。

(3) 申請方法

申請書類一式を横浜市建築局企画部建築防災課まで、メール（※）、直接持参、郵送のいずれかでご提出ください（令和 5 年 7 月 19 日（水）17 時 15 分必着）。

受付後、登録申請受付証をお渡しします（郵送での申請の場合は、事業登録講習会の受講案内をもって受付証と代えさせていただきます。）。

（※）今年度より、「更新」の場合はメールで提出も可能になります。「新規」の場合は直接持参又は郵送でご提出ください。

(4) 申請書類

● 法人での登録の場合

法人の場合は、法人での登録申請となりますので、所在地は登記上の所在地、事業者名は法人登記上の商号又は名称等とし、代表者名は代表権のある者（各書類には、「代表取締役 ○○ ○○」、又は「取締役 ○○ ○○」等と記載してください。）としてください。

● 個人事業主での登録の場合

個人事業主の場合は、原則として事業者名を、設計区分での登録のときは、建築士事務所の名称と、施工区分での登録のときは、建設業の許可を得ている商号又は名称等と同一としてください。また、各書類の代表者名には、個人の氏名を記入してください。

【申請書類一式】

以下の、申請書類一式を提出してください。

【設計区分・施工区分共通】

	登録申請書類チェックリスト兼登録申請受付証
	設計・施工事業者登録申請書（第1号様式）
イ	事業者登録票（第2号様式）※紙面とは別に電子データの提出が必要です。
エ	市内事業者であることを証する書類
カ	耐震改修実績書（第5号様式）

【設計区分】

ウ	宣誓書（第3号様式）
オ	所属建築士名簿（第4号様式）
キ	筆記問題の解答（別紙3（解答用紙））
ク	「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式
ケ	事業者登録申請にかかる「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式の作成者の報告書
コ	所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類

【施工区分】

ウ	宣誓書（第6号様式）
---	------------

【申請書類の詳細事項】

ア 全書類共通

- 年月日には記入日を記入してください。（受付日は記入日とは別に、横浜市建築局企画部建築防災課に到達し、かつ、申請書類一式が不備なく整った日とします。）
- 申請者の所在地、事業者名、代表者名を記入し、代表者名は代表権のある者（各書類には、「代表取締役 ○○ ○○」、又は「取締役 ○○ ○○」等と記載してください。）としてください。代表者名は法人での登録の場合、「代表取締役 ○○ ○○」、又は「取締役 ○○ ○○」等と記載してください。個人事業者での登録の場合は、個人の氏名を記載してください。

イ 事業者登録票（第2号様式）

- 別紙1の記入例及び記入要領を参考に作成してください。
- 紙面での提出とは別に電子データ（Word形式のファイル）での提出が必要です。電子データは、次のいずれかの方法で提出してください。

【事業者登録票の電子データ（Word形式のファイル）の提出方法（以下のいずれか）】

① 電子メールで送信してください。

- 宛先は次のメールアドレスです。

kc-mokutai@city.yokohama.jp

- 件名は「【登録申請】○○○○」としてください。（※ ○○○○は事業者名）
- 本文には少なくとも事業者名、担当者名及び担当者連絡先（日中、担当者に連絡可能な電話番号を記載してください。携帯電話も可です。）を記載してください。

② 電子データを記録したCD-Rを、申請書類一式と一緒に提出してください。

- USBによる提出は不可です。

- 提出いただいた事業者登録票は、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口及びホームページ等で公開します。

- ・ 提出いただいた登録票をもとに、登録事業者名簿（別紙2を参照してください。）を所在している区ごとに作成し、次の場所にて公開します。

- 横浜市建築局企画部建築防災課の窓口及びホームページ
- 各区役所の広報相談係（当該区のみ）
- ハウスクエア横浜

また、市が実施する木造住宅の耐震診断を受診された方に、当該木造住宅の所在区の分の登録事業者名簿を耐震診断報告書と一緒に送付します。

【支店・営業所等の登録事業者名簿への記載を希望する場合について】

区ごとに作成される登録事業者名簿について、本店以外に、支店・営業所等の掲載を希望する場合は、「事業者登録票（第2号様式）」を本店の分及び掲載を希望する支店・営業所の分を作成し、提出してください。（登録事業者名簿に、本店での記載を希望せず、支店・営業所等のみでの掲載を希望する場合は、掲載を希望する支店・営業所等の分のみの提出で支障ありません。）（登録番号は、本店も支店も同一となります。）なお、本店以外の支店・営業所等の登録事業者名簿への記載を希望する場合には、当該事業者の組織表（本店及び当該支店・営業所等が記載されたもの）を提出してください。

ウ 宣誓書（第3号様式・第6号様式）

- ・ 設計区分の事業者登録申請を行う場合は第3号様式を、施工区分の事業者登録申請を行う場合は第6号様式の提出が必要です。また、両方の区分に事業者登録申請を行う場合は、第3号様式及び第6号様式の両方を提出してください。
- ・ 宣誓書に記載された登録事業者の責務及び同意事項を熟読してください。

エ 市内事業者であることを証する書類

次のいずれかのものを提出してください。

① 横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている場合

横浜市のホームページ（次のアドレスを参照）に掲載された横浜市一般競争入札有資格者名簿から、当該事業者を検索し、当該事業者が表示されたものを印刷して提出してください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

② ①に該当しない場合、かつ、法人の場合

当該事業者（法人）の履歴事項全部証明書（法務局で取得できます。）を提出してください。

- ・ 更新の場合→インターネットで確認できるものやスキャンデータでも可
- ・ 新規の場合→原本をご提出ください。

③ ①及び②に該当しない場合（個人事業主等）

書類提出は不要です。

オ 所属建築士名簿（第4号様式）

- ・ 設計区分の事業者登録申請を行う場合は、建築士事務所（当該事業者）に所属する全ての建築士について記入し、提出してください。
- ・ 必要に応じて複数枚用いてください。
- ・ この所属建築士名簿は公表しません。

カ 耐震改修実績書（第5号様式）

- ・ 設計区分の登録申請を行う場合は、オの「所属建築士名簿（第4号様式）」に記載した建築士のうち、『過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理を行った実績』がある建築士の名前を記入してください。実績のある建築士が複数いる場合は、代表の1名分のみ作成してください。
- ・ 施工区分の登録申請を行う場合は、当該事業者^{（注）}に所属する者のうち、『過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績』のある方の名前を記入してください。実績のある方が複数いる場合は、代表の1名分のみ作成してください。
- ・ 実績は、耐震改修工事が完了しているもののみを記入してください。
- ・ 過去の実績全てを記入する必要はありません。
- ・ この耐震改修実績書は公表しません。

キ 筆記問題の解答（別紙3（解答用紙））

- ・ 設計区分の事業者登録申請を行う場合に提出が必要となります。
- ・ 解答においては、別紙3（問題用紙）の《注意点》を参照してください。

ク 「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式

- ・ 設計区分の事業者登録申請を行う場合に提出が必要となります。
ただし、以前（平成26年度～令和4年度）の事業者登録申請の際に提出した、『「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式』を作成した建築士が、現在も当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属している場合（下記ケの報告書にて確認します。）には、提出を不要とします。
- ・ 作成方法は、別紙4の『事業者登録申請にかかる「精密診断法1」による耐震診断の計算書等の作成方法について』を参照してください。
- ・ 作成したものには、作成日及び作成した建築士名を記載してください。

ケ 事業者登録申請にかかる「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式の作成者の報告書

- ・ 以前（平成26年度～令和4年度）の事業者登録申請の際に提出した、『「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式』を作成した建築士が、現在も当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属し、かつ、今回も設計区分の事業者登録申請を行う場合に提出が必要です。
- ・ 以前（平成26年度～令和4年度）の事業者登録申請の際に提出した、『「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式』を作成した建築士が、現在当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していない場合、上記クの「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式の提出が必要です。

コ 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号へ該当することを証する書類

- ・ 所属建築士名簿の中で、耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当する建築士は、耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」又は、国土交通大臣の認定がある講習会（※）の受講証など、それを証する書類を提出してください。
- ※ 別紙5『登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について』を参照し、木造耐震診断資格者講習と同等以上として国土交通大臣が認定した講習会を確認してください。

5 事業者登録講習会

事業者登録申請後、登録の可否について検討会に諮った結果、登録可とされた事業者を対象に事業者登録講習会を実施します。講習会は、ウェブ上で動画をご視聴いただく方法で実施します。（講習会の案内を送付後、ウェブ上に動画を掲載します。）

【登録事業者講習会の日程】

令和5年8月上旬から中旬

※ 講習会の案内を令和5年8月上旬ごろ送付いたします。（令和5年8月17日（木）までに届かない場合は、横浜市建築局企画部建築防災課までお問い合わせください。）

※講習会受講後に受講したことを確認する書類の提出が必要となります。詳細については、講習会の案内を8月上旬頃にお送りいたします。

6 今回募集における登録期間

令和5年9月1日から令和7年8月31日まで

7 事業者登録の取消し

次のいずれかに該当する場合、検討会に諮り、登録事業者として不適格との報告を受けたときは、登録を取り消します。

- (1) 登録要件を欠いた場合
- (2) 登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- (3) 補助事業にかかる手続きにおいて、市長が当該登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。
- (4) 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱の、規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。
- (5) この設計・施工登録事業者制度及び補助事業にかかる手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。
- (6) 市民に不利益を与えるなどの不当行為を行った場合、不誠実な行為と認められる場合、又はその他登録事業者として不適当と認める事由が生じた場合。

8 不適切な行為を行った事業者に対する対応

登録事業者の不適切な行為が判明した場合は、次の対応をとらせていただきます。

- (1) 登録の取消し（内容によっては今後の登録を認めない場合もあります。）
- (2) 工事内容に不適切な内容がある場合は、是正を指導します。
- (3) 補助金交付の内容に不正行為が判明した場合は、過去の他の申請分も含め、さかのぼって調査を行い、必要により補助金の返還を求めます。
- (4) 不適切な行為による登録の取消しにあたっては、横浜市消費生活条例等との連携を図り、当該事業者名の公表等の措置を行います。

9 問い合わせ・提出先

横浜市建築局企画部建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎 25階

TEL 045 - 671 - 2943

FAX 045 - 663 - 3255

E-mail kc-mokutai@city.yokohama.jp

平日：8：45～12：00、13：00～17：15



別紙1 事業者登録票（第2号様式）の記入例及び記入要領

- 事業者登録票をこの記入例及び記入要領に従って記入（入力）してください。
- この記入例及び記入要領に従って記入（入力）されていない場合には、市が訂正を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記入例】

第2号様式（第7条第1項第1号及び第2項第1号）

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 事業者登録票

登録番号		000		←	記入要領 参照番号
登録区分		設計 ・ 施工			
事業者名、代表者名フリガナ		カブシキガイシャ〇〇コムテン ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇			
事業者名、代表者名		株式会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇 〇〇		←	2
所在地		〒000-0000 〇〇区〇〇〇1-2-3		←	3
電話番号/FAX番号		045-000-0000/045-000-0000			
定休日		〇曜日			
支店・ 営業所等	名称	〇〇〇店		←	4
	所在地	〒000-0000 〇〇区〇〇〇1-2-3 〇〇ビル〇階		←	5
	電話番号/FAX番号	045-000-0000/045-000-0000			
	定休日	〇曜日			
Eメール		xxxxx@city.yokohama.jp			
ホームページ		http://www.city.yokohama.lg.jp/			
設計	建築士事務所登録	番号	(一級)建築士事務所(神奈川県知事)登録第000000号	←	6
		名称	株式会社〇〇工務店一級建築士事務所	←	7
	補助制度利用実績	あり ・ なし		←	8
施工	建築工事業に関する建設業許可番号	(神奈川県知事)許可(般-00)第00000号		←	9
	補助制度利用実績	あり ・ なし		←	10
耐震診断法の 対応可否	【精密診断型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ		←	11
	【一般診断型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ		←	12
	【壁量充足型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ		←	13
見積書作成方法 及び費用	設計費	概算見積り: 無料 精密な見積り: 要問合せ		←	14
	工事費	概算見積り: 0円 精密な見積り: 約10万円~15万円		←	15
設計費・工事費の支払い方法・時期		着手時、工事完了時、補助金交付時に1/3ずつ		←	16
補助事業で使用できる特殊な工法の相談		可 ・ 不可 ・ 要問合せ		←	17
特色・PR・写真等	改修工事を主な業務内容としており、設計から施工まで一貫して対応いたします。耐震診断の計算方法を熟知した担当者も所属しており、現地を詳細に確認した上で、耐震改修の計画作成にあたります。補助制度を利用した物件も多数実績があり、耐震改修の資金計画や工事中の仮住まいの相談もお受けいたします。			←	18



【記入要領】

- ・ パソコンでの入力の手体は、『MSP明朝』又は『MS明朝』を用い、全角（ただし、Eメール及びホームページアドレスは半角）で入力してください。
- ・ パソコンでの入力文字サイズは『10.5～11ポイント』としてください。また、文字幅の縮小は50%まで可とします。
- ・ 該当箇所をパソコンで囲う欄は、ワードの「囲み線」を使用し、囲ってください。



【囲み線】

囲う箇所を選択し、ここをクリックします。

参照番号	項目	記入方法等
1	登録番号	これまでに登録事業者であったことがある場合のみ、登録番号を記入してください。これまで登録を受けたことがない場合は、記入不要です。
2	事業者名、代表者名	【法人での登録の場合】 事業者名は法人登記上の商号又は名称等とし、代表者名は代表権のある者（「代表取締役 ○○ ○○」、又は「取締役 ○○ ○○」等と記入してください。）としてください。 【個人事業主での登録の場合】 原則として事業者名を、設計区分での登録のときは、建築士事務所の名称と、施工区分での登録のときは、建設業の許可を得ている商号又は名称等と同一としてください。また、代表者名には、個人の氏名を記入してください。
3	所在地	所在地の郵便番号を記入し、所在地を区名から記入してください。 【法人での登録の場合】 所在地は登記上の本店又は主たる事務所（以下、単に「本店」といいます。）の所在地としてください。 【個人事業主での登録の場合】 設計区分での登録のときは、建築士事務所の所在地と、施工区分での登録のときは、建設業の許可を得ている所在地と同一としてください。

4	支店・営業所等の連絡先	名称	<p>【支店・営業所等の連絡先】 「支店・営業所等の連絡先」の欄は、区ごとに作成される登録事業者名簿について、本店以外に、支店・営業所等の掲載を希望する場合に記入してください。 この場合、事業者登録票を本店の分及び掲載を希望する支店・営業所の分を作成し、提出してください。（登録事業者名簿に、本店での記載を希望せず、支店・営業所等のみでの掲載を希望する場合は、掲載を希望する支店・営業所等の分のみの提出で支障ありません。）</p> <p>「支店・営業所等の名称」は、「〇〇〇店」又は「〇〇〇営業所」等と記入してください。 なお、本店での記載を希望せず、支店・営業所等のみでの掲載を希望する場合にも記入が必要です。</p>
		所在地	4で記入した支店・営業所等の所在地を、「 区名 」から記入してください。
6	設計	建築士事務所／番号	<p>【設計】 6～8の「設計」の欄は、設計区分の事業者登録申請を行う場合に記入してください。（当該申請を行わない場合は、記入しないでください。）</p> <p>「建築士事務所」の「番号」は、建築士事務所登録の登録番号を記入してください。最初の（ ）には、「一級」、「二級」又は「木造」と記入し、次の（ ）には、「神奈川県知事」、「東京都知事」又は「大臣」等と記入してください。</p>
		建築士事務所／名称	建築士事務所登録の建築士事務所の名称を記入してください。
8		補助制度利用実績	過去に、 <u>横浜市木造住宅耐震改修促進事業</u> において、代表となる設計者として、木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理を行った実績がある建築士が当該事業者にも所属している場合は、「あり」を囲ってください。所属していない場合には、「なし」を囲ってください。 なお、提出する「耐震改修実績書」の「2 実績の内容」と整合させてください。
9	施工	建築工事業に関する建設業許可番号	<p>【施工】 9及び10の「施工」の欄は、施工区分能事業者登録申請を行う場合に記入してください。（当該申請を行わない場合は、記入しないでください。）</p> <p>「建築工事業に関する建設業許可番号」は、建設業許可の許可番号を記入してください。最初の（ ）には、「神奈川県知事」、「東京都知事」又は「大臣」等と記入し、次の（ ）には例として「般-25」又は「特-25」等と記入してください。</p>
		補助制度利用実績	過去に、 <u>横浜市木造住宅耐震改修促進事業</u> において、木造住宅の耐震改修工事の施工を行った実績がある者が当該事業者にも所属している場合は、「あり」を囲ってください。所属していない場合には、「なし」を囲ってください。 なお、提出する「耐震改修実績書」の「2 実績の内容」と整合させてください。
10		補助制度利用実績	過去に、 <u>横浜市木造住宅耐震改修促進事業</u> において、木造住宅の耐震改修工事の施工を行った実績がある者が当該事業者にも所属している場合は、「あり」を囲ってください。所属していない場合には、「なし」を囲ってください。 なお、提出する「耐震改修実績書」の「2 実績の内容」と整合させてください。

11	耐震診断法の対応可否	【精密診断型】	設計区分で登録を希望する場合、「精密診断法1」による耐震診断の計算書等の提出が要件となっているため、【精密診断型】の対応可否は、いずれの業者も「可」とします。
12		【一般診断型】	各耐震診断法の対応可否について、該当するものを囲ってください。
13		【壁量充足型】	
14	見積書作成方法及び費用	設計費	市民の方から設計・工事の見積書の徴収の依頼を受けた際の、見積書の作成方法及び見積書の作成にかかる費用を記入してください。（「要問合せ」とのみ記入することも可です。） なお、「概算（簡易な）見積り」とは、建築物の規模（階数及び面積等）及び壁・屋根・基礎仕様等の簡易な調査を基に作成する見積りのことをいい、「精密な見積り」とは、屋根裏・小屋裏及び床下等まで詳細に調査し、改修工事計画案をたてたうえで、作成する見積もりのことをいいます。また、規模等の条件を（ ）書きで添えてもかまいません。
15		工事費	
16	設計費・工事費の支払い方法・時期		改修工事にかかる設計又は施工を受注した場合の、当該設計費及び工事費の、支払いの時期及び支払金額の分割方法等を記入してください。 なお、補助金は工事完了報告後、審査及び決裁を経た後に交付され、工事後、直ちには交付されませんので、それを踏まえたうえで記入してください。
17	補助事業で使用できる特殊な工法の相談		特殊な工法を用いて、耐震改修工事を実施することの相談が可能かどうか、該当するものを囲ってください。 ただし、特殊な工法は、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定（壁倍率の認定）」を取得したものに限りです。 また、実際の補助申請にあたっては、事前相談が必要です。
18	特色・PR・写真等		耐震改修にかかる内容を中心に、当該事業者の特色・PRを記入してください。 写真を掲載する場合は、代表者又は担当者の写真及び工事写真の掲載が可能です。（写真は掲載しないことも可能です。）

別紙2 登録事業者名簿

第8号様式（第9条第1項から第5項）

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 登録事業者名簿

設計 ・ 施工		登録 No.	
		支店・営業所等の名称	
所在地	〒		
電話番号			
補助制度利用実績			
耐震診断法の対応可否	【精密診断型】	【一般診断型】	【壁量充足型】
見積書作成方法及び費用	設計費		
	工事費		
設計費・工事費の支払い方法・時期			
補助事業で使用できる特殊な工法の相談			
設計 ・ 施工		登録 No.	
		支店・営業所等の名称	
所在地	〒		
電話番号		定休日	
補助制度利用実績	設計		
	施工		
耐震診断法の対応可否	【精密診断型】	【一般診断型】	【壁量充足型】
見積書作成方法及び費用	設計費		
	工事費		
設計費・工事費の支払い方法・時期			
補助事業で使用できる特殊な工法の相談			
設計 ・ 施工		登録 No.	
		支店・営業所等の名称	
所在地	〒		
電話番号		定休日	
補助制度利用実績	設計		
	施工		
耐震診断法の対応可否	【精密診断型】	【一般診断型】	【壁量充足型】
見積書作成方法及び費用	設計費		
	工事費		
設計費・工事費の支払い方法・時期			
補助事業で使用できる特殊な工法の相談			
設計 ・ 施工		登録 No.	
		支店・営業所等の名称	
所在地	〒		
電話番号		定休日	
補助制度利用実績	設計		
	施工		
耐震診断法の対応可否	【精密診断型】	【一般診断型】	【壁量充足型】
見積書作成方法及び費用	設計費		
	工事費		
設計費・工事費の支払い方法・時期			
補助事業で使用できる特殊な工法の相談			

事業者登録票に記載された事項をもとに作成されます。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
筆記問題（問題用紙）

《 注 意 点 》

- ◆ **設計区分**の事業者登録申請を行う際は、申請書類に次の筆記問題の解答を添付してください。
- ◆ 採点后、**正解点数が基準点に満たない場合は、事業者登録ができません**ので注意して解答してください
- ◆ 本筆記問題の模範解答は、後日、建築防災課ホームページに掲載します。個別の問合せには回答できませんのであらかじめご承知おきください。
- ◆ 本紙は筆記問題の問題用紙です。本筆記問題の解答は、**別紙3（解答用紙）**に記載し、事業者登録申請時には**別紙3（解答用紙）**のみ提出してください。
- ◆ 解答にあたっては、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業 申請の手引き一改訂第7版一」を熟読してください。申請の手引きをお持ちでない方は、建築防災課ホームページからデータ版をダウンロードしていただくか、建築防災課窓口までお越しいただければ、冊子版をお渡しします。

〈申請の手引きダウンロード（建築局建築防災課ホームページ）〉：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/yoshiki/20170202132553.html>

《 問 題 》

横浜市木造住宅耐震改修促進事業（以下、「補助事業」と表記します。）では、【精密診断型】・【一般診断型】・【壁量充足型】の3つの診断法のうちいずれかを用いて耐震改修設計を行う必要がありますが、これらの診断法の概要に関する記載について、次の（ ）に適切な言葉をいれてください。

診断法全般について

1. 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」には（ ① ）年版と（ ② ）年版の2種類がある。
2. 診断は、建築物に（ ③ ）とされる耐力と、実際に（ ④ ）する耐力との比較で行う。
3. 上部構造評点の判定は表1のように判定される。

表1 評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	（ ⑤ ）
0.7 以上～1.0 未満	（ ⑥ ）
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

3. 補助事業においては、設計者が自ら耐震診断を行い、現況の耐力を評価する必要がある。市の無料診断による計算書を現況の評価・補強計画の根拠とすることは（ ⑦ ）。
4. 現況の評価と改修後の計画を立てる診断法は（ ⑧ ）とする。

【精密診断型】について

5. 「精密診断法1」による耐震診断は、「上部構造の耐力の診断」および「（ ⑨ ）」の2項目について行う。
6. 「精密診断法1」の略算による必要耐力表を用いる方法において、短辺の長さが6m未満の場合は、その階を除く、下の全ての階の必要耐力に表2の短辺割増係数を乗じた値とする。（多雪地域以外の場合）

表2 短辺割増係数

短辺の長さ	4.0m未満	4.0m以上 6.0m未満	6.0m以上
割増係数	（ ⑩ ）	（ ⑪ ）	1.0

7. 「精密診断法1」において、壁基準耐力は軸組等の要素基準耐力と片面の壁面要素基準耐力、及び反対面の要素基準耐力を合計したものであるが、(⑫) kN/m を超えてはならない。
8. 面材張りの壁で、釘間隔を調整して、修正耐力を用いる場合があるが、釘打ち間隔は、(⑬) mm より小さい間隔にしてはいけない。
9. 有開口壁の開口低減係数を算出するとき、柱を挟んで連続する開口は、(⑭) と見なす。ただし、連続する開口壁長の上限は (⑮) m とする。
10. 「精密診断法1」において、「真壁・構造用合板(受材仕様) 厚さ 7.5 mm ・くぎ (N50) 四周打ち・釘ピッチ 200 mm」の仕様の壁の基準耐力は (⑯) kN/m である。

【一般診断型】について

12. 一般診断法による診断は原則として非 (⑰) による調査で分かる範囲の情報に基づくものとする。
13. 一般診断法による耐震診断項目は、「(⑱)」、「(⑲)」と、大きく2つの項目に分けられる。
14. 一般診断法において、壁基準耐力は、複数の仕様を併用する場合、それぞれの値の和とすることができるが、(⑳) kN/m を超える場合は (㉑) とする。
15. 一般診断法による必要耐力の算定では、表3のように算定する。

表3 床面積あたりの必要耐力 (KN/m²)

対象建物		軽い建物	重い建物	非常に重い建物
平屋建て		0.28Z	0.40Z	0.64Z
2階建て	2階	0.37Z	0.53Z	0.78Z
	1階	0.83Z	(㉑) Z	1.41Z

Z: 建築基準法施行令第88条に規定する地震地域係数

16. 一般診断法 (2012年版) による調査結果をもとに耐震補強を行う場合、外観上の不具合が確認された部分について詳細に診断を行った上で補修を行ったとしても、全ての劣化事象を補修したことにならないため、補修後の診断における劣化低減係数については上限を (㉒) とする。

【壁量充足型】について

18. 補助事業で定める【壁量充足型】は、建築基準法施行令第46条の規定に基づき、第4項の計算法 ((㉓)) を用いて耐震改修設計を行う。ただし、(㉔) に対する検討は省略できる。
19. 【壁量充足型】を用いる際は、壁量計算による壁量充足率が (㉕) 以上であり、かつ、(㉖) による耐力壁の配置バランスを満たした計画としなければならない。
20. 壁量計算においては、基礎の有無や劣化状況により計算値に影響は及ばないが、建築基準法施行令第 (㉗) 条に定める性能を満たした基礎が存在することを前提としている。現況の基礎が当該性能を満たさないと判断した際は、基礎補強を行う。
21. 壁量計算の必要壁量は、各階の床面積に下表の数値を乗じて求めた数値とする。

建築物	各階の床面積に乗ずる数値 (単位 : (c m/m ²))		
	平屋	2階建ての1階	2階建ての2階
軽い屋根	1 1	(㉘)	1 5
重い屋根	(㉙)	3 3	(㉚)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
筆記問題 (解答用紙)

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

役職名・代表者名

番 号	解 答	番 号	解 答
①		⑩	
②		⑪	
③		⑫	
④		⑬	
⑤		⑭	
⑥		⑮	
⑦		⑯	
⑧		⑰	
⑨		⑱	
⑩		⑲	
⑪		⑳	
⑫		㉑	
⑬		㉒	
⑭		㉓	
⑮		㉔	

別紙4 事業者登録申請にかかる「精密診断法1」による耐震診断の計算書等の作成方法について

設計区分の事業者登録申請を行う場合には、次の方法に従って、「精密診断法1」による耐震診断の計算書等を作成し、提出してください。(※)

また、本市で審査項目を設けており、基準点に満たない場合は、事業者登録ができませんので注意して計算書を作成してください。

なお、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法(2004年版及び2012年版のどちらでも可です。)」に規定する「精密診断法1」を用いて、耐震改修工事計画を作成できることを確認することが目的であるため、この計算書等の作成にあたり、同「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のある事項の問合せには、回答しませんのでご了承ください。

※ ただし、以前(平成26年度～令和4年度)の事業者登録申請の際に提出した、『「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式』を作成した建築士が、現在も当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属している場合には、提出を不要とします。(「事業者登録申請にかかる「精密診断法1」による耐震診断の計算書等一式の作成者の報告書」にて確認します。)

1 耐震改修工事計画をたてる建築物の概要

耐震改修工事計画をたてる建築物は、次の仮想の建築物です。

【仮想の建築物の概要(現況)】

- ◇ 別添の耐震改修工事計画をたてる建築物の現況図面(精密診断法1平面図、精密診断法1平面図(壁材種表示)及び立面図)を参照し、各図面について以下の内容を参照してください。
なお、これらの図面は『ホームズ君耐震診断 pro Ver. 4.2.0.0(株式会社インテグラル)』にて作成しています。
- (1) **精密診断法1平面図**
 - ・ 下部に記載されている凡例を参照し、当該建築物の平面を把握してください。
 - ・ 斜線部分はバルコニーです。
 - ・ 平面図に、耐力壁及び面材耐力壁等の記載がありますが、それぞれの壁の仕様は、この平面図ではなく、(2)の「精密診断法1平面図(壁材種表示)」で把握してください。
- (2) **精密診断法1平面図(壁材種表示)**
下部に記載されている凡例を参照し、それぞれの壁の壁仕様(筋かいを含む。)を把握してください。
- (3) **立面図**
 - ・ 『ホームズ君耐震診断 pro』から出力した立面図です。
 - ・ 当該建築物の高さを確認してください。
- ◇ 昭和46年築の木造在来軸組構法の2階建てです。
- ◇ 建築当時の建築基準法関係法令等に適合している建築物とします。
- ◇ 横浜市内の建築物です。
- ◇ 建築物の状況は健全で、腐朽及び蟻害等の劣化は見られません。
- ◇ 地盤は第2種地盤です。(軟弱地盤割増は必要ありません。)
- ◇ 外壁は全てモルタル塗り壁(木ずり下地+ラス+モルタル)です。木ずりは目視確認をしました。ただし、下屋上の部分は、モルタルの施工高さが2.4m未満のため、耐力なしとします。
また、開口部の腰壁及び垂れ壁もモルタル塗り壁ですが、今回の計算では開口部の低減係数を乗じて算入はせず、開口部箇所については全て耐力不算入として扱うこととします。
- ◇ 軸組は調査の結果、新築時の図面どおりに筋かいが設置されており、設置状況も良好であったため、図面どおりの筋かいとしました。ただし、筋かいは釘打ちで設置されており、筋かい金物は設置されていませんでした。
なお、筋かいの寸法は、30mm×90mmでした。
- ◇ 内壁は調査の結果、筋交い部分以外は、耐力無しの軽い内壁(土塗り壁はありません。)でした。
- ◇ 屋根葺き材は全て焼成粘土瓦でした。

- ◇ 玄関ポーチ部分は必要耐力算定面積に算入してください。
- ◇ ベランダは軽い材料のようですが、下部に柱は取りついていません。
- ◇ 1.4mの小屋裏物置が一箇所あります（2階の X4～X8、Y2～Y4 のグレーの部分）。今回の計画では、小屋裏物置の面積に 0.67 をかけた面積を1階、2階の必要耐力算定面積に算入してください。
- ◇ 調査の結果、柱頭・柱脚金物は設置されておらず、かすがい・ほぞ差し程度でした。
- ◇ 調査の結果、基礎は全てひび割れのない無筋コンクリート布基礎でした。（便宜上、全ての壁の下にひび割れのない無筋コンクリート布基礎があるものとします。）
- ◇ 混構造ではありません。
- ◇ 軒高と棟高の平均高さは便宜上 6.6m とします。
- ◇ 水平構面の仕様は、各自で想定して補強計画をたててください。
- ◇ その他の記載のない事項については、各自で想定して耐震改修工事計画をたててください。

2 耐震改修方法

次の耐震改修方法に従い、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版又は2012年版のどちらでも可です。）」に規定する「精密診断法1」を用いて耐震改修工事計画をたててください。

なお、精密診断法1による耐震診断の計算書の作成にあたっては、原則として「市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム（募集要項を参照）」を使用してください。（N値計算又は変換N値計算を含む。）

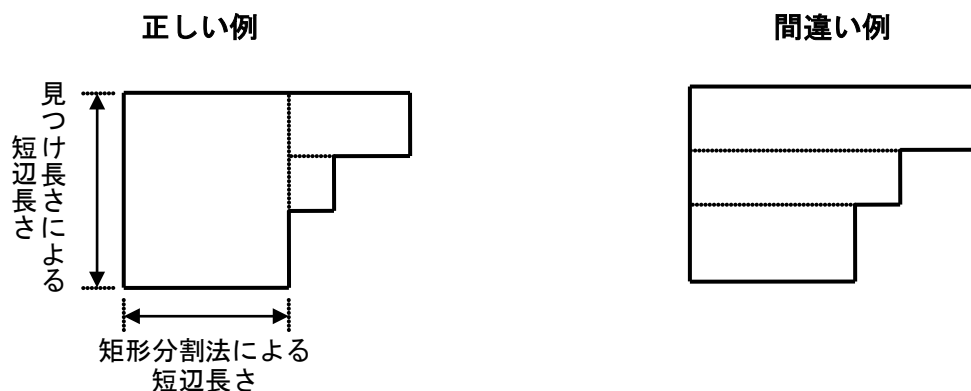
【仮想の建築物の補強方法】

- ◇ 上部構造評点が1.0以上となるように計画してください。
 - ◇ 必要耐力の算出方法は、略算法（略算による必要耐力表を用いる方法）及び精算法（建築基準法施行令に準じて求める方法）のどちらでもかまいません。ただし、過不足がないように必要耐力を算出してください。
- なお、精算法を用いる場合は、プログラムで屋根、外壁、内壁、床及び積載重量が自動入力される場合がありますので、当該仮想建築物の実状にあわせて修正してください。
- ◇ 必要耐力を算出するために必要な短辺長さは、矩形分割法（下記参照）に従って求めてください。

【矩形分割法による短辺長さ】

矩形分割法による短辺長さの求め方は以下の手順のとおりです。

- ① 最も大きい面積の矩形が含まれるように分割します。（1階の場合はポーチ等で柱がある部分を含みます。）
 - ② 矩形数が最少となるように分割します。
 - ③ 各階の最も大きい矩形の短辺が、各階の矩形分割法による短辺長さです。
- ※ ①及び②を満たすものが2通り以上ある場合は、そのうち『最も大きい面積の矩形』の短辺がより短い方（形状割増係数が大きい方）を採用してください。



- ◇ 壁の補強は必ず行ってください。
- ◇ 壁の補強は、筋かい又は構造用合板のみにて計画してください。(特殊な工法も使用しないで計画してください。)
- ◇ 構造用合板での壁補強について、一部でも受材を使用する場合には、真壁(受材)仕様の耐力を用いてください。
- ◇ たすき筋かい(45 mm×90 mm以上)と、釘川の字打ちの面材との併用は不可とします。また、柱間が910 mm超えの箇所での、たすき筋かい(45 mm×90 mm以上)と面材(耐力ありのもの)との併用は不可とします。
- ◇ 壁の補強を行う箇所は、無開口壁としてください。(現況が有開口壁を無開口にする場合を含む。)
- ◇ 壁の補強を行わない箇所の壁仕様は、現況のままとしてください。(リフォーム工事等を行わないこととします。)
- ◇ 壁の補強を行う箇所には、必ず平成12年建設省告示第1460号に適合する金物(筋かい金物及び柱頭・柱脚金物等)を設置する計画としてください。
- ◇ 引抜力の算定にあたっては、N値計算又は変換N値計算を用いてください。ただし、N値計算について、耐力壁だけでなく、準耐力壁及び雑壁等の耐力を見込んで計算してください。(壁基準耐力を1.96kN/mで割ったものを壁倍率として計算してください。)
- ◇ 基礎の補強又は新設は任意とします。ただし、N値計算又は変換N値計算により、引抜力が10kN(N値1.8)を超える場合には基礎補強を行ってください。
- ◇ 基礎を補強又は新設した場合、低減係数 C_f (2004年版の場合)又は K_f (2012年版の場合)の「基礎の仕様」を基礎Iとできるのは、以下のいずれかに該当する場合とします。(一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012年版)」の「例題編・資料編」の「資図1.1」参照)
 - ① 耐力壁が壁線の隅に存在する場合、壁端部の柱から1.8メートル以上の基礎が健全な鉄筋コンクリート造の基礎(鉄筋コンクリート造で補強した場合を含む)である場合
 - ② 耐力壁が壁線の中に存在する場合、壁端部の柱から両側0.9メートル以上の基礎が健全な鉄筋コンクリート造の基礎(鉄筋コンクリート造で補強した場合を含む)である場合
- ◇ 屋根の軽量化の実施は任意とします。ただし、軽量化を行う場合には、1階及び2階ともに軽量化を行うこととします。
- ◇ 偏心率が0.15以下、剛性率が0.6以上となるように計画してください。
- ◇ 増築及び減築はしないものとします。
- ◇ 間取りの変更はしないものとします。(開口を無開口壁にするものは可。)

3 提出するもの

1の仮想建築物を、2の耐震改修方法によって、「精密診断法1」を用いて耐震改修工事計画をたてたら、次の書類を作成し、設計・施工事業者登録申請書と併せて提出してください。

また、作成したものには、作成日及び作成した建築士名を記入してください。

なお、**提出されたものが、明らかに誤っている場合、又は、「1 耐震改修工事計画をたてる建築物の概要」及び「2 耐震改修方法」の内容と明らかに不整合である場合には、事業者登録ができませんので注意して作成してください。**

- (1) 精密診断法1による耐震診断の計算書一式(N値計算書又は変換N値計算書を含む。)(耐震改修計画のもののみで、現状のものは不要です。)
- (2) プランニングシート(壁補強の位置及び補強方法、設置する柱頭・柱脚金物の位置及び種別を記載すること。また、屋根の軽量化を行う場合のみ、軽量化後の屋根葺き材名を空白に記載すること。)
- (3) 基礎伏図(基礎の補強を行う場合のみ。既存基礎と補強基礎の、位置及び仕様を分かるように記載すること。)

精密診断法1
現状

上部構造評点
0.37

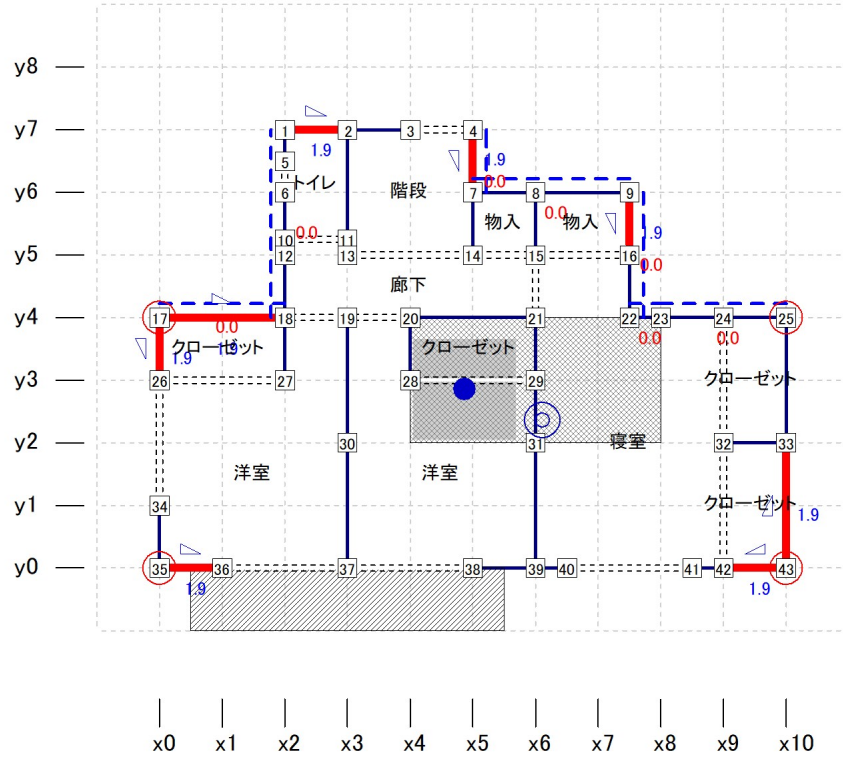
精密診断法1平面図

日付: 2023年06月05日 19:00:56

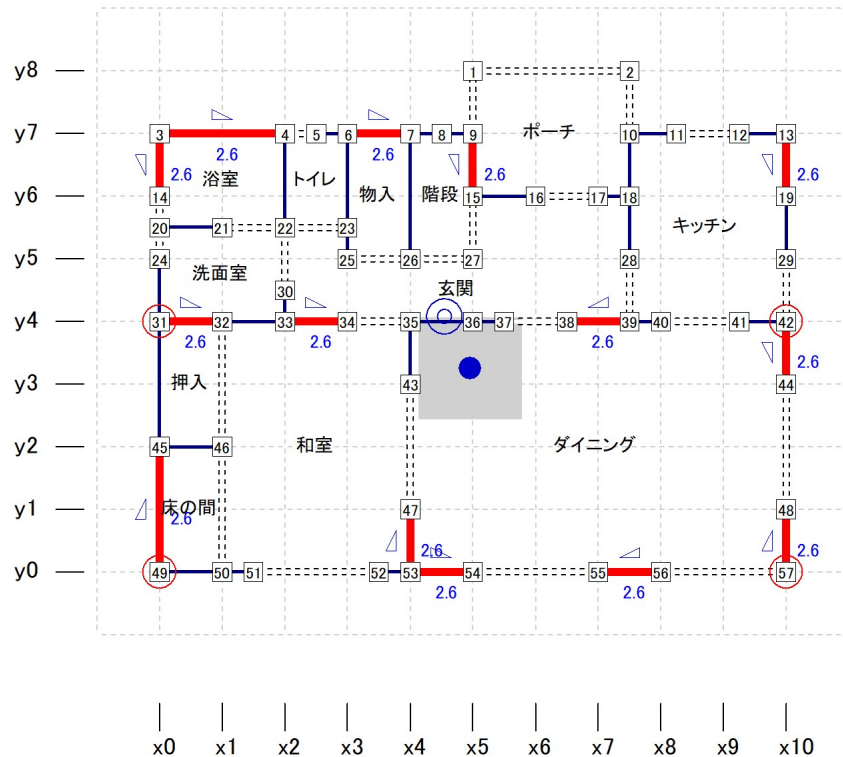
建物コード: 000000

事業者登録申請用令和5年度

2階 評点 X方向:0.49 Y方向:0.37



1階 評点 X方向:0.49 Y方向:0.48



縮尺 1/110

- 凡例
- 一般壁
 - 開口部
 - 耐力壁
 - ▨ ハルコニー
 - ▨ 小屋裏収納等
 - ▨ オーバーハング
 - 柱
 - 通し柱
 - 重心
 - ◎ 剛心
 - ▨ 偏心率0.15範囲(剛心が内側であれば低減無し)
 - ▨ 軽重:劣化部位
 - ▽ 筋かいシングル
 - △ 筋かいダブル
 - 面材耐力壁
 - - - 部分入力雑壁
 - I II 柱接合部 I, II

精密診断法1
現状

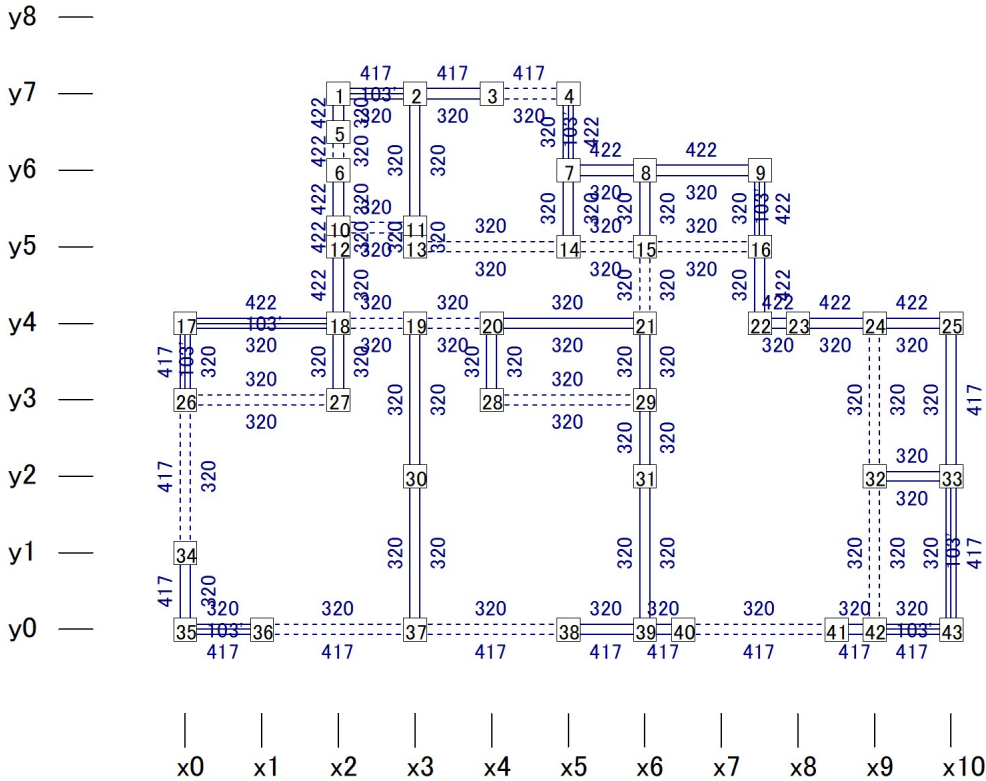
精密診断法1平面図(壁材種表示)

日付: 2023年06月05日 19:00:56

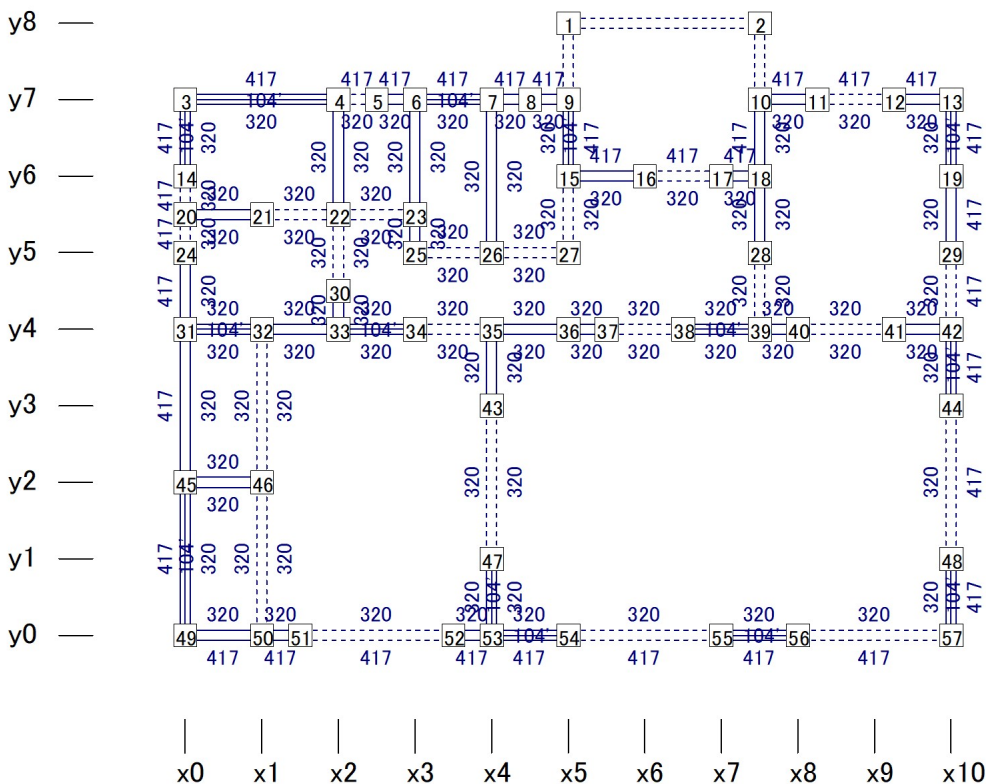
建物コード: 000000

事業者登録申請用令和5年度

2階



1階



縮尺 1/90

※壁材種コードに「-1、-2、…」が付いている壁材種は耐力に低減・補正がかかっている(内訳は使用壁材一覧参照)

凡例

- 無開口壁(面1、軸組、面2)
- 開口壁(面1、軸組、面2)
- 柱

壁材種コード 103:筋かい(30×90)
422:耐力無

104:筋かい(45×90)

320:耐力無

417:木ずり下地珪砂塗壁

精密診断法1
現状

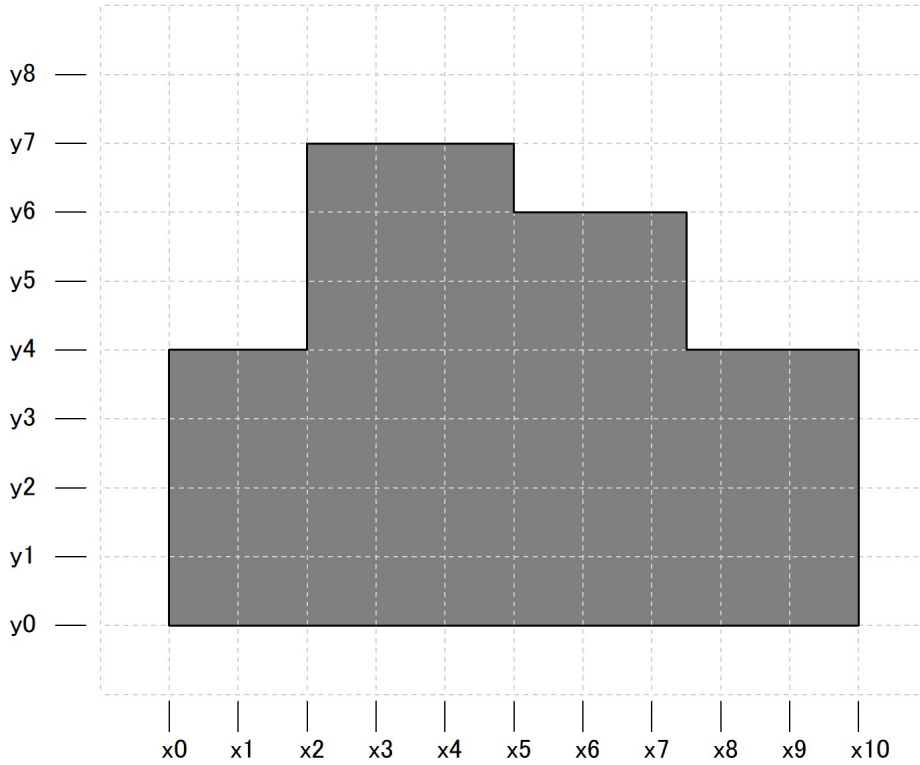
精密診断法1平面図(平均床倍率)

日付: 2023年06月05日 19:00:56

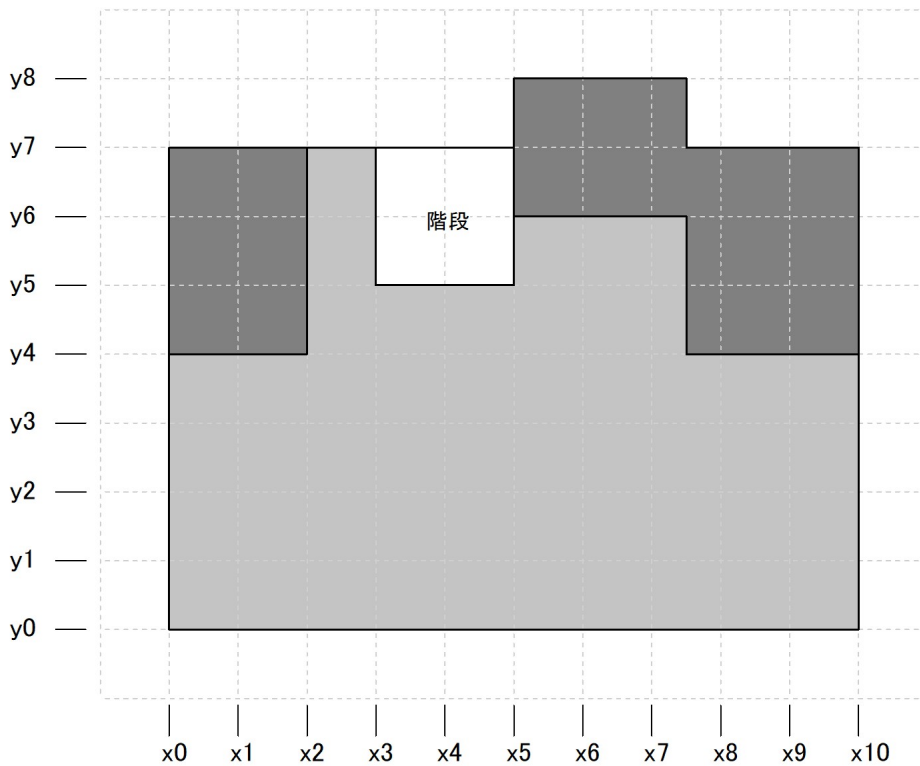
建物コード: 000000

事業者登録申請用令和5年度

2階



1階



縮尺 1/100

凡例

■ 屋根・下屋

■ 上階床

□ 吹抜・階段(床倍率0)

▨ 部分入力区画(括弧内は床倍率)

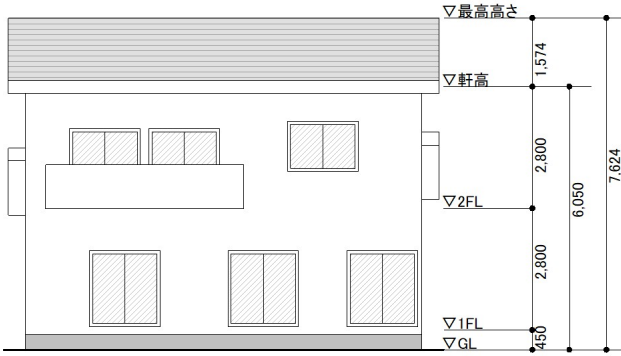
床倍率 2階屋根: 0.44
1階下屋: 0.44

2階床: 0.63

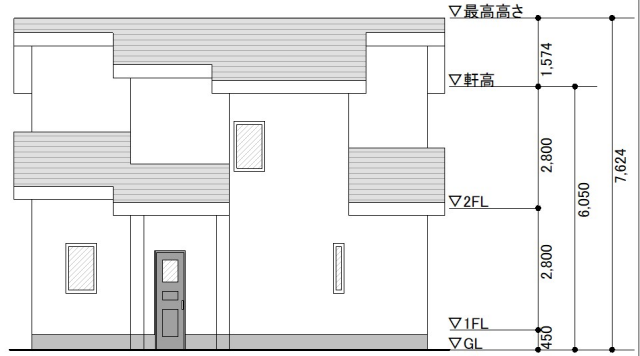
※水平構面仕様の内訳は「9.平均床倍率計算表」参照

立面図

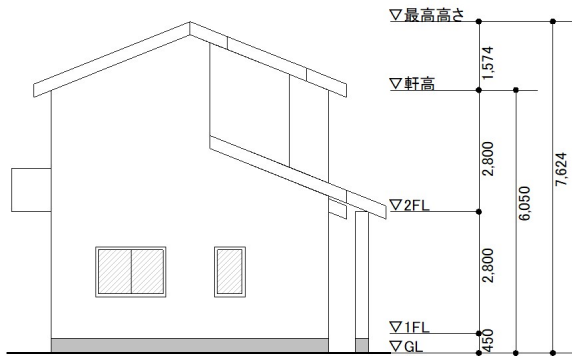
南立面図



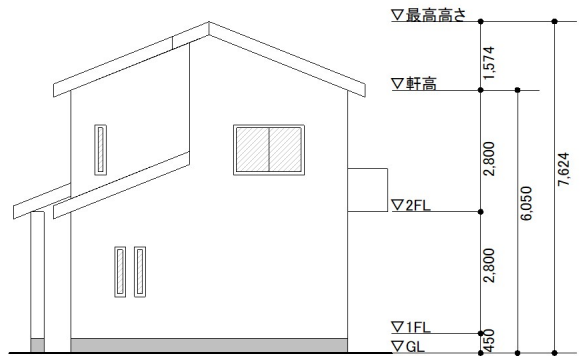
北立面図



東立面図



西立面図



平成 26 年 7 月 14 日
国住指第 960 号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

**登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について
(技術的助言)**

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 1 号の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格者講習と同等以上の内容を有する講習について、別添のとおり認定したので、通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知の発出に伴い、平成 26 年 2 月 10 日付け国住指第 3842 号「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について(技術的助言)」は、廃止するものとする。

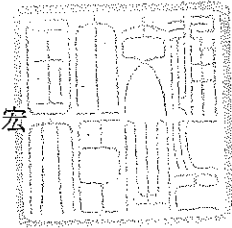
認定書

国住指第959号

平成25年国土交通省告示第1057号第1号の規定に基づき、下の表の実施機関名の欄に掲げる機関が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の施行の日（平成25年11月25日）より前に実施した同表の講習名の欄に掲げる講習を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習のうち、同表の対応する登録資格者講習の欄に掲げる講習と同等以上の内容を有する講習であると認める。なお、本認定に伴い、平成26年2月10日付け国住指第3841号による認定は廃止する。

平成26年7月14日

国土交通大臣 太田 昭宏



表

	実施機関名	講習名	対応する登録資格者講習
(1)	財団法人日本建築防災協会 (平成24年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成16年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(2)	財団法人日本建築防災協会 (平成24年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成8年度から25年度までに開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(3)	財団法人日本建築防災協会 (平成24年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(昭和52年度から25年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(4)	財団法人日本建築防災協会 (平成24年度から一般財団法人日本建築防災協会に改称)	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(昭和58年度から25年度までに開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習

(5)	社団法人文教施設協会	既存鉄筋コンクリート造学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(6)	社団法人文教施設協会	既存鉄筋コンクリート造鉄骨造<屋内運動場等>学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成8年度から21年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(7)	社団法人文教施設協会(平成24年度から一般社団法人文教施設協会に改称)	既存鉄筋コンクリート造学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会(平成22年度から25年度までに開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(8)	社団法人青森県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(9)	社団法人岩手県建築士事務所協会、社団法人岩手県建築士会及び岩手県・岩手県耐震改修促進協議会	岩手県木造住宅耐震診断士養成講習会及びいわて木造住宅耐震改修事業者(設計事務所・施工業者)育成講習会(平成20年度から24年度までに開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)	木造耐震診断資格者講習
(10)	社団法人岩手県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(11)	社団法人宮城県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(12)	秋田県及び社団法人秋田県建築士事務所協会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)(平成8年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(13)	山形県、財団法人日本住宅・木材技術センター及び財団法人住宅産業研修財団	山形県木造住宅耐震診断講習会(平成9年度及び10年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(14)	山形県	鉄骨造建築物の耐震診断・改修講習会(平成9年度及び10年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(15)	山形県	鉄筋コンクリート造建築物耐震診断・改修講習会(平成9年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習

(16)	山形市木造住宅耐震診断士協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(17)	社団法人栃木県建築士会及び社団法人栃木県建築士事務所協会	既存鉄骨造建築物の耐震診断基準講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(18)	社団法人栃木県建築士会及び社団法人栃木県建築士事務所協会	既存のRC造建築物の耐震診断基準講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(19)	社団法人栃木県建築士会及び社団法人栃木県建築士事務所協会	既存鉄骨鉄筋造建築物の耐震診断基準講習会(平成9年度に開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(20)	社団法人栃木県建築士事務所協会(平成24年度から一般社団法人栃木県建築士事務所協会に改称)	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成17年度から19年度まで、21年度及び23年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(21)	群馬県	木造住宅耐震診断技術者養成講習会(平成21年度及び22年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(22)	群馬県	木造住宅耐震診断技術者養成講習会(一般診断法コース)(平成23年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(23)	群馬県及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(24)	社団法人群馬県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成17年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(25)	社団法人群馬県建築士事務所協会	木造住宅耐震診断調査実務講習会(平成21年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(26)	一般社団法人群馬県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(27)	社団法人群馬建築士会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成18年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(28)	茨城県	茨城県木造住宅耐震診断技術者講習会(平成16年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(29)	茨城県	茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会(平成17年度及び18年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(30)	社団法人茨城県建築士会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(31)	社団法人埼玉建築士会、社団法人埼玉県建築士事務所協会、社団法人埼玉建築設計監理協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(32)	千葉県	千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造住宅)(平成19年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(33)	千葉市	千葉市木造住宅耐震診断講習会(平成23年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(34)	財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター(平成24年度から公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに改称)	東京都木造住宅耐震診断技術者育成講習会及び修了考査(平成18年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(35)	社団法人東京建築士会(平成25年度から一般社団法人東京建築士会に改称)及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度及び25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(36)	社団法人神奈川県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成17年度及び18年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(37)	社団法人神奈川県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(38)	新潟県、社団法人新潟県建築士会、社団法人新潟県建築士事務所協会及び社団法人日本建築構造技術者協会 JSCA 新潟	新潟県学校施設耐震診断・補強設計技術者養成講習会(平成20年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(39)	新潟県、財団法人日本住宅・木材技術センター及び住宅産業研修財団	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成8年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(40)	新潟県、財団法人新潟県建築住宅センター、財団法人日本住宅・木材技術センター及び住宅産業研修財団	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成8年度及び9年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(41)	新潟県耐震改修促進協議会	新潟県木造住宅耐震診断講習会(平成20年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(42)	社団法人新潟県建築士会	耐震診断・改修(鉄骨造建築物)講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(43)	社団法人新潟県建築士会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成7年度及び9年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(44)	社団法人新潟県建築士会北蒲原支部	木造住宅耐震診断士養成講習会(平成19年度から25年度までに開催)	木造耐震診断資格者講習
(45)	新潟市及び社団法人新潟県建築設計事務所協会	新潟市木造住宅耐震診断講習会(平成19年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(46)	社団法人新潟県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成17年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(47)	小千谷市	木造住宅耐震診断士講習会(平成19年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(48)	富山県及び社団法人富山県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(49)	社団法人富山県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(50)	社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人福井県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成13年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(51)	社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人福井県建築士事務所協会	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成10年度に開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(52)	社団法人石川県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成19年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(53)	社団法人石川県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成23年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(54)	社団法人福井県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(55)	社団法人福井県建築士事務所協会及び財団法人日本建築防災協会	耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(56)	社団法人山梨県建築士事務所協会	山梨県木造住宅耐震診断・補強計画マニュアル講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(57)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会及び静岡県	静岡県耐震診断補強相談士講習会(平成22年度及び23年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(58)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会、一般財団法人日本建築防災協会及び静岡県	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会兼静岡県耐震診断補強相談士養成講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(59)	静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会及び静岡県	静岡県耐震診断補強相談士養成講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(60)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄骨建築物の耐震診断、改修設計及び改修施工等講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(61)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準・改修設計指針講習会(平成13年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(62)	社団法人静岡県建築士事務所協会	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成9年度に開催)	鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(63)	愛知県建築物地震対策推進協議会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(64)	愛知県建築物地震対策推進協議会、公益社団法人愛知建築士会豊橋支部及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習

(65)	社団法人三重県建築士事務所協会	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針講習会(平成8年度に開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(66)	社団法人三重県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針講習会(平成7年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(67)	社団法人三重県建築士事務所協会及び日本建築構造技術者協会中部支部三重部会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会(平成14年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(68)	特定非営利法人三重県木造住宅耐震促進協議会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成24年度及び25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(69)	一般社団法人京都府建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(70)	社団法人大阪府建築士会、社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、社団法人日本建築家協会近畿支部及び一般財団法人大阪建築防災センター (平成25年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)	既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成24年度及び25年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(71)	社団法人大阪府建築士会、社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、社団法人日本建築家協会近畿支部	既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成8年度から12年度までに開催)	鉄骨造耐震診断資格者講習

(72)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部及び財団法人大阪建築防災センター (平成 24 年度から一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び一般財団法人大阪建築防災センターに、 平成 25 年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)</p>	<p>既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成 13 年度から 25 年度までに開催)</p>	<p>鉄骨造耐震診断資格者講習</p>
(73)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部</p>	<p>耐震診断・改修(鉄筋コンクリート造建築物)講習会(平成 7 年度から 9 年度までに開催)</p>	<p>鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習</p>
(74)	<p>社団法人大阪府建築士会、 社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、 社団法人日本建築家協会近畿支部</p>	<p>既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成 10 年度から 12 年度までに開催)</p>	<p>鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習</p>

(75)	<p>社団法人大阪府建築士会、社団法人大阪府建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会関西支部、社団法人日本建築家協会近畿支部及び財団法人大阪建築防災センター</p> <p>(平成 24 年度から一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部及び一般財団法人大阪建築防災センターに、平成 25 年度から公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会及び公益社団法人日本建築家協会近畿支部に改称)</p>	<p>既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修指針講習会(平成 13 年度から 25 年度までに開催)</p>	<p>鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習</p>
(76)	<p>社団法人鳥取県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会</p>	<p>木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度及び 25 年度に開催)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(77)	<p>島根県</p>	<p>木造住宅の耐震診断に関する講習会及び木造住宅の耐震診断に関する実務講習会(平成 22 年度及び 23 年度に開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(78)	<p>島根県</p>	<p>木造住宅の耐震診断に関する指定講習会及び木造住宅の耐震診断に関する実務講習会(平成 24 年度に開催)(二種の講習のいずれも受講した場合に限る。)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(79)	<p>社団法人岡山県建築士事務所協会</p>	<p>木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 19 年度から平成 21 年度までに開催)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(80)	<p>社団法人岡山県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会</p>	<p>木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 24 年度に開催)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>
(81)	<p>社団法人広島県建築士事務所協会</p>	<p>木造住宅の耐震診断・補強計画スキルアップセミナー(平成 23 年度に開催)(第 2 回及び第 3 回のいずれも受講した場合に限る。)</p>	<p>木造耐震診断資格者講習</p>

(82)	社団法人高知県建築士事務所協会	木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(平成 18 年度に開催)	木造耐震診断資格者講習
(83)	熊本県、財団法人熊本県建築住宅センター、社団法人熊本県建築士事務所協会及び社団法人熊本県建築士会	熊本県既存建築物耐震診断・設計等実務者講習会(実践編)(平成 21 年度に開催)(1 日目、3 日目及び 4 日目のいずれも受講した場合に限る。)	鉄骨造耐震診断資格者講習
(84)	熊本県、財団法人熊本県建築住宅センター、社団法人熊本県建築士事務所協会及び社団法人熊本県建築士会	熊本県既存建築物耐震診断・設計等実務者講習会(実践編)(平成 21 年度に開催)(1 日目及び 2 日目のいずれも受講した場合に限る。)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習
(85)	特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター	鉄筋コンクリート住宅建築物耐震技術者講習会(平成 24 年度及び 25 年度に開催)	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習